

議案第 19 号

大和市市税条例の一部を改正する条例について

大和市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成２年大和市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第３４条第３項中「本項」を「この項」に、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め、「運転免許証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

- ４ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。